

「第443回 判例・事例研究会」

テーマ：相続開始後に株式から生じた配当金支払請求権の帰属について
研究しました。

日 時	令和8年3月31日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 湊 信 明

【判例】

事件の表示	事 件 名 未受領配当金等請求事件 事 件 番 号 令和6年（ワ）第6068号 決 定 令和7年3月14日 判決/大阪地方裁判所 棄却（確定）
事件の概要	被相続人Aが死亡し、相続人は妻X1、子X2・Bであった。Aは複数会社の株式を保有しており、その後の遺産分割審判で、これら株式全部はBが取得することとなった。もともと、A死亡から遺産分割審判確定までの間に、当該株式について未払配当金が発生していた。X1・X2は、その配当金支払請求権は各自の法定相続分に応じて当然に分割されるとして、株主名簿管理人である信託銀行Yに対し、自己持分相当額の支払を求めたが、Yはこれを拒絶した。そこでX1・X2は、Yの拒絶が違法であるとして、不法行為に基づく損害賠償等を請求した。争点は、 相続開始後・遺産分割前に株式から生じた配当金支払請求権が、当然に各共同相続人に相続分に応じて分割帰属するか であった。
判 旨	裁判所は、共同相続された株式は相続開始と同時に当然分割されないことを前提に、配当金支払請求権は株式（株

	<p>主権)の内容を構成する「剰余金の配当を受ける権利」が具体化したものであるから、相続開始後にそれが発生したとしても、当然に相続分に応じて分割されるものではない、と判示した。したがって、共同相続人の一部は、発行会社等に対し、自らの相続分相当額のみを単独請求することはできないとされた。</p> <p>また、原告側は、賃料債権は法定果実として相続分に応じて当然分割されるとした平成17年最判を援用したが、裁判所は、株式配当は株式の使用対価として生じるものではなく、法定果実とはいいい難いとして、この先例の射程を否定した。さらに、配当金支払請求権は金銭債権であるとしても、株式自体と同様に可分債権には当たらないと整理した。したがって、Yの支払拒絶には違法性がないとして、請求は棄却された。</p>
<p style="text-align: center;">解 説</p>	<p>この判決の実質的な意義は、「株式それ自体が当然分割されない」という従来判例法理を、相続開始後に具体化した配当金支払請求権にも及ぼした点にある。従前、株式自体の帰属については判例があったが、配当金請求権のように相続開始後に現実化した財産的利益の帰属は、なお争いがあった。本判決は、配当請求権を独立の可分金銭債権としてではなく、あくまで株式に内在する権利の具体化と捉え、株式の不可分性を維持したものである。</p> <p>研究上重要なのは、裁判所が単に「金銭債権だから可分」とは見ず、その発生原因たる権利の性質に着目したことである。すなわち、配当請求権は会社法上の株主たる地位に基づく剰余金配当請求権の具体化であって、株式から切り離された独立の果実債権ではない、という理解である。これは、投資信託受益権に関する平成26年12月最判の構造とかなり親和的である。</p> <p>もともと、解説部分は、この結論に対する理論的疑問も挙げている。すなわち、預金契約上の地位と預金債権の帰属を区別した平成21年最判のように、「法律上の地位」と「そこから発生した具体的債権」を分けて把握する余地は本当はないのか、という問題である。また、抽象的な配当受領権は株式内容の一部であっても、配当決議により具体化した配当金支払請求権までなお株式の内容に吸収して扱うべきかという点も、なお理論的検討課題として残ると指摘している。</p>

	<p>実務的には、本判決は、株主名簿管理人・発行会社の配当事務の一元処理を重視した判断としても理解できる。共同相続株式について、相続開始後に生じる各種権利を「当然分割されるもの」と「そうでないもの」に切り分けるのは、相続人側にも会社側にも負担が大きいからである。この点は、理論面のみならず、会社実務・相続実務上かなり重い含意がある。</p>
--	---